

参照条文

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

（事務の実施）

第二十六條 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2・3 （略）

○ 行政手続法（平成5年法律第83号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九條 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 （略）

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（抄）

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九條 （略）

2 （略）

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4・5 （略）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

（事務の委任の範囲及び手続）

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長の事務については日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2～5 （略）

○ 防衛省の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める省令（平成19年内閣府令第3号）（抄）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第16条の規定に基づき、防衛省の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。

1 事務委任の範囲

- 一 補助金等の交付の申請の受理に関すること。
- 二 補助金等の交付の決定及びその取消に関すること。
- 三 補助事業等の実績報告の受理に関すること。
- 四 補助金等の額の確定に関すること。
- 五 補助金等の返還に関する処分に関すること。ただし、令第九条第三項及び第十二条の規定により財務大臣に協議する場合を除く。
- 六 補助事業等の監督に関すること。ただし、令第十四条第二項の規定による財務大臣への協議及び防衛大臣が特に必要と認める場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条の規定による立入検査等を除く。

2 委任を受ける者

- 一 地方防衛局の所掌に属する補助金等のうち防衛大臣の指定する補助金等の事務（次号に掲げるものを除く。） 地方防衛局長
- 二 近畿中部防衛局の所掌に属する補助金等のうち東海防衛支局の所掌に属するものであって防衛大臣の指定する補助金等の事務 東海防衛支局長